

「三原市シティプロモーション認定事業」Q&A

（補助対象団体について）

Q: 対象団体として今回の補助を受けるために新たに団体を立ち上げた場合でも対象となりますか。また、事業終了後も団体活動を続ける必要がありますか。

A: 補助対象団体としての要件を満たし、補助対象事業を実施する場合であれば、今回新たに団体を設立した場合も対象となります。補助要件として事業継続を求めています。補助事業終了後も団体活動を継続していただくことが望ましいです。

Q: 5人以上の構成員は成人であることが必要ですか。

A: 情報発信活動をしていただく必要がありますので18歳以上の構成員が5人以上必要です。

Q: 「市内に事務所又は活動拠点があること」について、活動拠点は会員の自宅でも良いでしょうか。

A: 活動拠点は会員の自宅とすることは可能ですが、その拠点に対する賃貸料等は補助対象外となります。

（補助対象事業について）

Q: 「市の認知度向上や誘客促進に寄与するもの」とはどんなものですか。

A: 幅広い分野にわたりますが、事例として考えられるのは、

（取組事例①）

「三原市に伝わる伝統料理を食材から再現しレシピを作ろう。」というテーマで事業実施し、その過程をYouTube, SNSで配信

（取組事例②）

「三原駅を訪れる外国人観光客に三原の観光案内を実施する活動を行い、SNSでその内容を写真とともに日本語と英語で情報発信」

（取組事例③）

「市内の景観やイベントなどを写真撮影しHP, ブログ, SNSへ掲載」

など、市の魅力の発掘・創造につながるものでより多くの市外の人々に知ってもらうための効果的な情報発信を実施する事業です。

Q: 情報発信について、マスメディアを通じた情報発信とは新聞やニュースに載るよう働きかけることでよいのでしょうか。

A: メディアへの働きかけだけでは掲載の確約がとれておらず効果的な情報発信を実施するとは言えません。実際に情報誌に掲載される、または、告知広告やCMを流すなどの確実な情報発信の実施が必要です。

(対象経費について)

Q: 情報発信に係る経費は対象となりますか。(HP制作経費, 運営経費, 携帯の通信料等)

A: 専ら補助対象事業の情報発信に使用するためにHPを制作, 運営している場合には対象となります。携帯の通信料については専ら補助対象事業の情報発信をするものとは言えず対象外となります。

Q: 情報発信に係る経費として、ホームページを作成・更新するためのパソコンの購入, スマートフォンの購入費用は対象となりますか。

A: パソコンやスマートフォンは専ら本事業の情報発信のためだけに使用するものとは言えずその購入費用は対象外となります。